

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第12回習志野市農業委員会総会は平成29年12月6日（水曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席 1名

委員氏名（網掛けは欠席委員）

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1番 植草 守    | 2番 江口 明美   | 3番 伊藤 和彦  |
| 4番 飯生 良    | 5番 塩田 俊一   | 6番 渡邊 幸枝  |
| 7番 三代川 和彦  | 8番 織戸 淳也   | 9番 葛城 芳一  |
| 10番 三代川 彦博 | 11番 田久保 征夫 | 12番 村山 茂男 |
| 13番 小川 孝雄  | 14番 中野 政博  |           |

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 5番 塩田 俊一 6番 渡邊 幸枝

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前10時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

（議案第3号と一括）

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について





|  |   |
|--|---|
|  | <p>●● ● 職業 会社員 (●●●)</p> <p>許可を受けようとする土地 習志野市●●●丁目●●●●番<br/>地目 登記 畑 現況 畑<br/>地積 ●, ●●●m<sup>2</sup><br/>立地基準 第2種農地</p> <p>転用計画 建売分譲住宅 10棟<br/>転用の時期 許可後から平成33年3月31日まで</p> <p>他法令等 開発行為 都市計画法第32条の公有財産管理者の同意書添付あり。<br/>残土条例 小規模埋立事業許可に該当<br/>埋蔵文化財 埋蔵文化財照会済みのため、協議不用<br/>その他 該当なし</p> <p>申請理由 【譲受人】: 当該地区である●●周辺においては、近年建売分譲住宅建設が行われ住宅化が著しい地域であり、既存住宅の連たん地区に相当し、JR総武本線●●●●駅京成電鉄●●●●駅から●kmと近く生活圏としても条件的にも事業に適しているため。<br/>【譲渡人】: ●●●であり、農業を継続することが困難になったため。</p> <p>申請地の地図は次のページの3ページをお開きください。<br/>大まかな場所は、皆さん現地調査をしていただいた所なのでお分かりになると思いますが、詳細については資料4ページをご覧ください。申請地の両隣は、農地であることから、境界には重量コンクリートブロックを築造し、土砂及び雨水の流出を防ぐ対策をとる旨、所有者へは説明済と報告を受けています。<br/>今回、この土地を開発するにあたり開発許可要件としては、開発地から4m幅員道路で幹線道路に通り抜けが出来ること。それが不可能であれば、車両の交差が出来る6m道路を2か所確保する事となります。今回の開発地は、住宅密集地であることから、4m道路の通り抜けは不可能であり、6mの交差となります。資料5ページをご覧ください。1か所は、開発地の入口の前面道路。道路拡張をします。2か所目は、議案第3号の土地となります。議案第3号の土地は後ほどご説明させていただきますが、この2か所が無ければ開発許可が下りないこととなります。<br/>こちらの現地調査は、皆様にご参加いただきまして、平成29年11月30日に行っております。以上です。</p> |
|--|---|

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。<br/> 議案第1号の審議に入ります。<br/> 本来であれば、譲渡人と開発者を会議に出席していただき説明を求めるところですが、今回は皆さんが現地調査に出席しその場で説明を受けておりますので、会議への出席は私の判断で割愛させていただきました。<br/> それでは意見等がありましたらお願いします。<br/> ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。<br/> (挙手なし)</p>  |
| 議 長 | <p>事務局、他に補足説明等あればお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>こちらの土地につきましては、利用権の設定はされていないということでございます。転用の4条及び5条につきましては、「どうして許可できるのか。どのような場合に許可できるか」など、来月パワーポイントを用いてご説明させていただきたいと思っております。<br/> 今回の場所の立地は、農業振興地域の農用地ではない白地という所でございますので、開発の法令等がクリアされれば転用可能な場所でございます。場所的には2種農地ですので、条件さえ整えれば開発が可能ということでございます。</p>   |
| 議 長 | <p>「2種農地」の説明をしてください。</p>   |
| 事務局 | <p>農地につきましては1種、2種、3種があります。これよりもっと強い規制がかかる農業振興地域の農用地というのがあります。こちらは農用地を除外しませんと開発できません。また、除外をするには県との協議が必要となり厳しい条件が重なって課せられてきます。その次に甲種農地というのがありますが、甲種農地というのは10ha以上の集団農地でなおかつ大型機械が入る所をいい、習志野市には存在しません。農用地ではないところは基本的に条件次第では開発できてしまいます。その次に1種、2種、3種となるのですが、1種農地は基本的に転用ができません。ただ例外として幹線道路のガソリンスタンド、休憩所、農家の分家については1種農地の例外で転用できます。その次に3種農地というのがございます。3種農地につきましては原則的に許可になります。条件としましては、市役所、鉄道の駅、インターチェンジから300m以内は原則可能です。1種と3種の間が2種ということで、3種になけれ</p> |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>議 長</p>    | <p>ば2種で可能という扱いになります。少し複雑でございますので、来月説明させていただきます。</p> <p>今回の場合は、農用地でない2種農地でございますので法律、条例、県の事務指針においては条件的には可能でございます。それから、2種農地で気を付けていただきたいのは、周辺農地の被害防除ですね。それは当然であるということと、周辺の同意を求めること、土砂の流出がないことというような説明を周辺にさせていただきたいという条件でございます。</p> <p>他に意見等ございませんか。</p> <p>はい、飯生職務代理どうぞ。</p> |
| <p>飯生職務代理</p> | <p>開発する場所が1か所はセットバックして6m 道路ができるのですが、もう1か所が違う場所で地図ではすぐ近くのように見えますが、皆さんも見てきたとおり実際はすぐ近くではないです。ですので、どういうふうに来たかというのを確認しづらいです。完成した時点で届があると思いますので、事務局にはよく確認していただきたいと思います。</p>  |
| <p>事務局</p>    | <p>はい。</p>   |
| <p>議 長</p>    | <p>それについては、また事務局に議案第2号で説明を求めますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他に、意見等ございませんか。</p> <p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員を持ちまして、議案第1号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。</p>    |

|            |  |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>なお、お手元の総会資料の議案第2号につきましては、議案第3号と同一の内容になりましたので議案第3号として審議いたします。事務局から補足がありましたらお願いします。</p> <p>恐れ入ります。資料の9ページの地図をお開きいただきたいと思えます。当初皆様方には議案第2号と第3号ということで同じ土地を二分割して、議案が2本に分かれていたのですが、その内の一つの土地というのがこの申請地になります。</p> <p>そうしますと、9ページが先ほどの申請地に行く少し手前のカーブの所になりますが、次の10ページをお開きいただきたいと思えます。お手元にあるのが申請地ということで、一つの土地を二分割して農転している地図があります。当初はこの申請地を議案第2号ということで、第1号と同じように地図上の黄色く塗った部分を所有権の移転をするということで考えておりました。そして色塗りをしていない残りの土地を議案第3号ということで申請をするという形をとっていたところですが、県に確認をしましたところ、こちらは1本で申請をしていただきたい旨の指導がございました。これを受けて、議案第2号と第3号を1本にしてこれからご説明をさせていただきますと思えますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、議案3号についての詳細な説明をいたしますのでよろしくをお願いします。</p> |
| <p>議長</p>  | <p>それでは、資料10ページの説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p>まず9ページの地図をご覧ください。場所は●●●●●●●●●●の<br/>     の<br/>     手前で、国道14号線から●●●●●●●●と●●●●という●●●●<br/>     ●●●●店の間の道をずっと上がって行ったところの●●●●の●●●●<br/>     の所が申請地になります。この地図を見ていただくとお分りになりますように道路自体が全て狭くなっております。議案第1号で申し上げましたように、6m道路を2か所とってそこで車の交差をしなければならぬという条件が付されていますことから、●●●●の所がちょうど砂利敷きの駐車場になっております。それが次のページの10ページになります。この10ページの地図の中に※印がついて<br/>     ●●●●●●●●という数字が記載されていますがこれが地番です。この土</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>地の黄色い部分を拡幅して道路にしますと、ちょうどこの所が6mの幅員がクリアされるということになります。●●●●の地番の土地は、現状駐車場として使用されていますことから、唯一ここで6mの幅員が取れるということで、今回こちらの所を転用したいということで申請が上がってきているということです。<br/>よろしいでしょうか。</p>  |
| 議 長  | <p>説明は分かりましたか。<br/>はい、村山委員どうぞ。</p>   |
| 村山委員 | <p>転用ということですが、ここは農地なのですか。現状駐車場ということですが。</p>  |
| 事務局  | <p>この件は議案第3号で詳しくご説明させていただきますが、ここは現況駐車場になっていますが、本来であれば転用申請していただかなければいけないのです。登記簿上は「畑」となっておりますので、ここを転用しないと道路に変えられないということで、当初、第2号の転用議案になっていたところがこの黄色い部分になります。この黄色い部分と白い部分は1枚の土地で分筆はされておられません。</p>  |
| 議 長  | <p>それでは、議案第3号<br/>「農地法の規定に基づく許可を要しない証明願い」についてを議題とします。<br/>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>議案第 3 号<br/>農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について<br/>所在地 習志野市●●●丁目●●●●番の●<br/>申請者 東京都江戸川区●●●丁目●6番●号 ●● ●●<br/>面積 ●●●㎡<br/>所有権取得時期及び原因 平成15年3月12日受付<br/>原因：平成8年6月7日相続により取得<br/>農地でなくなった時期及びその詳細<br/>平成6年4月1日から月極駐車場として利用していたが平成8年6月に●● ●氏が死亡し相続により取得。<br/>なお、農地転用許可は得ていない。<br/>事実を立証する書面及び写真 写真：20年以上前の航空写真添付</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>証明を受けようとする理由</p> <p>この農地の利用状況については、約20年以上前から、近隣の住民の要望により月極駐車場として現在に至っています。</p> <p>●●●丁目●●●●番の建売分譲住宅開発に伴い、一部を公衆用道路として売却後、残りの農地については以前から月極駐車場として利用されていたことを鑑み、駐車場として残したい旨の所有者の意向により、地目変更を行うため証明願を申請するものであります。</p> <p>地目変更までの手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を千葉県知事宛に提出する。</li> <li>2. 千葉農業事務所と農業委員会で再度現地確認を行う。</li> <li>3. 千葉県知事より「現況確認書」が発行され、農業委員会に送られる。</li> <li>4. 農業委員会は、「現況確認書」を申請者に交付する。</li> <li>5. 申請者は、現況確認書の添付をもって地目変更登記ができます。</li> </ol> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査報告を事務局、お願いします。</p> <p>また、詳細な議案の説明も合わせてお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>まず「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」と「転用許可」はどう違うかという手続き的なものですが、議案第1号については県知事の許可をもらって転用するものです。「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」は、非農地の申請です。非農地ということで農地ではないということの証明を県知事から受け証明が出ますと、それに基づいて地目変更までの手順を踏んで地目が変わるものです。こちらにつきましては転用許可を受けなくても20年以上非農地として利用していた書面ないし航空写真を添付し県と市で現地調査をして農地でないということが認められれば、根拠を以って農地から外れますので、農地法のいろいろな手続きは不要になります。この申請書には「事実を立証する書面及び写真」として写真は添付がされております。それから、不動産関係会社とも平成6年4月から20年間以上駐車場として賃貸契約をしているという経緯から、要件を満たしていると判断し提案いたしました。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | はい、他にありますか。  |
| 事務局 | <p>資料の10ページをご覧いただきたいと思います。先ほども触れましたが、議案第2号は5条転用の土地の所有権ということでこの「申請地」と書いてある土地の一部を道路へ転用するとしていましたけれども、分筆がされていないということでこの土地1枚自体登記上は「畑」のまま、現況は砂利を敷き駐車場として賃貸契約を結んでいます。県からの指導で「農地転用は農地でなければ転用できないという大原則があることから、畑に戻さなければ申請を受付けられない。」という回答をしてみました。「畑」に戻さなければ申請を受けられないということは、今現在駐車場として契約していることから借りていらっしゃる方にご迷惑をかけるということになりますので「畑」に戻すという現状回復は不可能であることから、議案2号と3号を1本にまとめ「許可を要しない土地の証明願」である非農地証明という形で議案第3号1本にするということにしました。先ほども申し上げましたが「許可を要しない土地の証明願」というのは非農地証明ということで、農地転用をせずに（言葉が適切でないかと思いますが）20年以上も農地以外の用途に使用されていた農地ということを証明するということになります。契約書等いろいろ出されておりますのでそれを鑑みますと、近隣住民の要望で駐車場にされたということ、所有者が●●●区に住んでおりご高齢であること、遠距離のため維持管理が難しく耕作放棄地化を避けるというような意味で駐車場にされていたのではないかと考えられます。ただ、転用しなければならないということを知らずに駐車場としてご利用されていてそのまま相続によりご子息に引き継がれて、現在に至っているということです。</p> |
| 議 長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局としてはこの件に関して数回やり取りをしています。事務局からあったように周りの住民の要望に応じて駐車場にしたのではないということも含め、現地調査を行い確認しながら県へ報告し、県から総会へかけることの承諾を得て今日に至っております。</p> <p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>この件について意見等ありませんか。</p> <p>はい、三代川彦博委員どうぞ。</p>   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>三代川彦博<br/>委員</p> | <p>何となくしっくりこない気がしますが、開発協力ということで習志野は首都圏のベッドタウンですからやむを得ない流れがあるのかなと重々承知しております。ただ、開発行為という何となく裏ワザを使ったというような感がありその片棒を担がなくてはいけないのかという思いは少しあります。業者さんに対しては「このようなことはできたら控えてください」というようなことははっきりときちんと言うことはできないのでしょうか。一言強く指導しておかないと、習志野市は他の部分でもいろいろとあると思うのでよろしくお願ひしたいと思ひます。もう一点は、今度は地権者側の立場として、転用したい立場からすると大変きついルールかなと思ひます。改めてお伺ひしますが、この道路ができなかったら開発行為はできないということですね。</p> |
| <p>事務局</p>          | <p>はい、できません。</p>   |
| <p>三代川彦博<br/>委員</p> | <p>それだけ厳しいということですね。今回ここが許可になると今回の案件の周りの方は許可が通りやすくなったということによろしいでしょうか。</p>   |
| <p>事務局</p>          | <p>はい。</p>   |
| <p>三代川彦博<br/>委員</p> | <p>はい、わかりました。</p>  |
| <p>議 長</p>          | <p>他に何かありますか。<br/>事務局、他に補足説明等あればお願ひします。</p>  |
| <p>事務局</p>          | <p>特にありません。</p>  |
| <p>議 長</p>          | <p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願ひについて、千葉県知事宛てに送付することに賛成の方は、挙手願ひします。</p> <p>全員賛成を持ちまして議案第3号は千葉県知事宛てに送付することに決しました。</p>   |

事務局

続きまして、議案第4号

平成29年度 習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について  
審議いたしますが、2件の新規申請を1つの議案としてまとめ  
審議するものです。

議案第4号

平成29年度 習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について  
事務局より議案説明を求めます。

それぞれ申請が出ていますので、一括で議案の朗読と説明を  
事務局よりお願いします。

また、利用集積の新規申請ですが、現地調査報告は  
私、議長及び鷺沼地区農業委員の判断で行っていません。

従いまして、調査報告はありません。

それでは、事務局お願いします。

それでは朗読させていただきます。議案第4号は4-1号と4-2  
号の二つがございますが、合わせて朗読させていただきます。

議案第 4-1 号

平成29年度習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について  
下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき  
市長より農用地利用集積計画第5号（案）の提出があったので意見  
を求める。

平成29年12月6日 提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●m<sup>2</sup>

2 権利の内容 使用貸借権設定（3年間）

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●●● ●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●

18ページをお開きください。

議案第 4-2 号

平成29年度習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について  
下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき  
市長より農用地利用集積計画第5号（案）の提出があったので意見

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>議 長<br/>事務局</p> | <p>を求める。<br/>平成29年12月6日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積<br/>習志野市●●●丁目●●●番● ●, ●●●m<sup>2</sup></p> <p>2 権利の内容<br/>使用貸借権設定（3年間）</p> <p>3 申請者住所、氏名<br/>譲受人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●●<br/>譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p> <p>以上です。</p> <p>はい、続いて詳細な説明をお願いします。</p> <p>議案第4-1号について<br/>平成29年度習志野市農用地利用集積計画第5号（案）の申請について<br/>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見を求める。</p> <p>申請者<br/>譲受人 氏名 ●●● ●● 年齢 ●● 職業 農業<br/>現住所 習志野市●●●丁目●●番●号 認定農業者<br/>譲渡人 氏名 ●● ●● 年齢 ●● 職業 農業<br/>現住所 習志野市●●●丁目●●番●●号</p> <p>1. 利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・地用状況について<br/>所在・地番 ●●●丁目●●●番<br/>地目 台帳 畑 現況 畑<br/>面積 ●, ●●●m<sup>2</sup><br/>利用状況 普通畑<br/>所有者氏名 ●● ●●<br/>備考 賃借料の支払いなし</p> <p>2. 利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細<br/>譲渡人は高齢の母親と農業に従事しており、労働力が不足していることから、利用集積による3年間の使用貸借権設定を行うこととしたため。<br/>期間 : 平成29年12月10日から平成32年12月9日まで</p> |
|--------------------|---|

3. 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に  
係る当事者間の法律関係  
契約内容 使用貸借権設定  
期間 3年

4. 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、  
使用収益権を有する農地の面積等  
譲受人（借受者）  
所有地：所有農地 基本台帳 畑 ●●●m<sup>2</sup>  
借入地： 貸借農地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
経営地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
譲渡人（貸付者）  
所有農地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
貸付地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
経営地 ●, ●●●m<sup>2</sup>

5. 権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事して  
いる状況  
世帯員・構成員  
氏名 ●●●●● 年齢 ●●歳 続柄本人 職業農業 従事日数 250日  
●●●●● ●●歳 妻 農業 280日  
●●●●● ●●歳 母 農業 160日  
●●●●● ●●歳 子 会社員 60日  
●●●●● ●●歳 子 会社員 60日  
●●●●● ●●歳 子 会社員 60日

6. 利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有  
状況  
農器具及び施設  
トラック 2台  
耕運機 1台  
トラクター 3台  
倉庫 2棟  
作業所 1棟

提出年月日 平成29年12月6日  
農業委員会事務局受日 平成29年11月24日

議案4-2号について  
平成29年度習志野市農用地利用集積計画第5号（案）の申請につ

いて

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見を求める。

申請者

譲受人 氏名 ●● ●● 年齢 ●● 職業 農業  
現住所 習志野市●●●丁目●番●●号 指導農業士  
譲渡人 氏名 ●● ●● 年齢 ●● 職業 農業  
現住所 習志野市●●●丁目●番●●号

1. 利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・地用状況について

所在・地番 ●●●丁目●●●●番●  
地目 台帳畑 現況畑  
面積 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
利用状況 普通畑  
所有者氏名 ●● ●●  
備考 賃借料の支払いなし

2. 利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細  
譲渡人は高齢の母親と農業に従事しており、労働力が不足していることから、利用集積による3年間の使用貸借権設定を行うこととしたため。

期間：平成29年12月10日から平成32年12月9日まで

3. 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係

契約内容 使用貸借権設定  
期間 3年

4. 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等

譲受人（借受者）

所有地：所有農地 基本台帳畑 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
借入地： 貸借農地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
経営地 ●●, ●●●m<sup>2</sup>

譲渡人（貸付者）

所有農地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
貸付地 ●, ●●●m<sup>2</sup>  
経営地 ●, ●●●m<sup>2</sup>

5. 権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況

世帯員・構成員

氏名 ●●●● 年齢 ●●歳 続柄本人 職業農業 従事日数 300日  
●●●● ●●歳 妻 農業 150日

6. 利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況

農器具及び施設

|         |     |
|---------|-----|
| トラック等   | 6台  |
| 耕運機     | 2台  |
| トラクター   | 4台  |
| 管理機     | 4台  |
| ビニールハウス | 13棟 |
| 噴霧器     | 3台  |
| 倉庫      | 2棟  |
| 作業所     | 1棟  |

提出年月日 平成29年12月6日

農業委員会事務局受日 平成29年11月24日

こちらの2か所の場所につきましては17ページと20ページに記載させていただいております。こちらは、案内図にもありますように●●●●駅と●●インターから約800mほどの場所にありまして、農業振興地域のちょうど真ん中あたりの農道に面した農地になります。貸し手の●●●●さんは、実母の●●●●さんと女性2人で耕作をされていますが、ご高齢となり今までより体力が衰え労働力が追い付かないということなど維持管理が疎かになり、隣接する農地への影響を懸念されており規模縮小を考えて、借り手を探していると伺っております。議案第4-1号の借り手の●●●●●氏につきましては、皆さんご承知のとおり農業委員また認定農業者であり隣地を耕作しておりますことから、今回の農地と一帯として耕作ができるということです。また、議案4-2号の借り手の●●●●●さんにつきましても指導農業士であり農業者として多くの実績があります。これらを鑑みて適任としてこの2件が農用地利用集積計画として出されたものになります。貸し手の●●●●さんが懸念されておりました農地の荒廃など借り手のお2人においては皆無と思えますことから農地の有効活用、維持管理において良き縁組と思われれます。平成28年4月の農業委員会法改正後、最適化推進委員の設置が義務付けられました。他市におかれましては推進委員を農業委員とは別に設置するという事になっておりますが、農地面積

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>議 長</p>          | <p>等を鑑みて習志野市で最適化推進委員の業務を農業委員の方に兼ねていただくことになっております。遊休農地の発生を防ぐ目的がありますことから、新規農業委員さんになられて最初の利用集積（縁組）を会長と職務代理に担っていただいたこととなります。以上、状況報告を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>なお議案第4－1号については、「習志野市農業委員会総会会議規則」第19条の規定に基づき、議事参与制限がありますので<br/>●●番 ●●● ●●委員に除斥をお願いします。<br/>審議終了までの間、別室でお待ちください。<br/>●●● ●●委員が退席する間、暫時休憩いたします。</p> <p>.....●●● ●●委員 退席.....</p> |
| <p>議 長</p>          | <p>休憩前に続きまして、議案第4号の審議に入ります。<br/>ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>はい、三代川和彦委員どうぞ。</p>   |
| <p>三代川和彦<br/>委員</p> | <p>期間が3年ということですが、もし貸し手に何かあった場合には3年をあくまで主張するのか、臨機応変に対応するのか。その確認をしたいと思います。必ずそういうからみが出てくると思うので。</p>   |
| <p>事務局</p>          | <p>臨機応変の対応となります。</p>   |
| <p>三代川和彦<br/>委員</p> | <p>わかりました。</p>   |
| <p>議 長</p>          | <p>他に質問ありますか。<br/>村山委員どうぞ。</p>   |
| <p>村山委員</p>         | <p>利用権という権利のような名称になっていますがこの権利にしばりというのはないのですか。</p>  |
| <p>事務局</p>          | <p>権利は市が中に入りまして正規の手続きをすれば借りられるという</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>ことですが、両方の違いは、農地法3条ですと3年間といっても拒否の意思がない限りどんどん更新されていきます。一方利用集積の場合は、市が中に入っていますので3年経てば全て白紙という扱いになり、また再度手続きをして3年契約ということになりますが、契約期間は基本的に10年間までは認められます。今回の場合は以前農協が中に入って3年間で契約をしていたのでそれを引き継いで3年間としております。使用料につきましては使用貸借というのがございます。使用貸借というのは無償ということで賃料は発生しません。</p> |
| 議 長   | <p>村山委員、よろしいでしょうか。</p>   |
| 村山委員  | <p>はい、農地の賃貸については心配するところがあったのでお伺いしました。</p>  |
| 議 長   | <p>他にご質問はありませんか。<br/>田久保委員、どうぞ。</p>  |
| 田久保委員 | <p>使用貸借には賃料が発生しませんが、固定資産税は借り手が支払うことになるのでしょうか。双方の話し合いの中で決めるのかなとは思いますが。</p>  |
| 事務局   | <p>他市の事情とは違って習志野市の場合は、作りたいという方が農地を所有されている方の農地を借りて作りたいというよりも、農地を所有されている方が何らかの事情でなかなか耕作ができなくなって農地が荒れてしまうことがあり、転用できない農地などは作っていただける方がいればありがたいといったような現状があるようです。</p>   |
| 田久保委員 | <p>先日、使用料に関する事で相談を受けたので、このような場合他ではどのように対処しているのかなと思ってお伺いしました。</p>   |
| 議 長   | <p>今、田久保委員からご質問がありましたが、我々農業委員はパトロールを兼ねていろいろなご質問やご意見を伺いますが、それは農業委員の仕事であり、このような場で意見を出し合い、聞き合うことは大事な事だと思います。<br/>はい、飯生職務代理どうぞ。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>飯生職務代理</p> | <p>議案4号に関連することですが、私も●●さんから農地を借りて耕作しております。先ほどの場所ですが、そこにトラクターが置いてあってそのトラクターを私が常に使っています。今までその土地は管理していた方がいらっしゃったのですが、もうできなくなったということで戻してきたのです。その後私が2～3回うなったのですが私もできなくて、どうしたらよいかと会長に相談をして、利用集積を行った方がいいかなということになり本人に話をしたところ、了承を得ましたのでこのような形で話が進んでまいりました。今、このような状況の方が実際に多いので、もっと話をしてみれば「利用集積をお願いします」という方が出てくる可能性はあるかと思えます。ですから、なるべく農業委員として話をしてみたい広い畑を持っていて耕作していない方がいたら利用集積を促してみるのもいいかと思えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>荒れ地になってしまうのであれば、利用集積のような形で耕作してもらった方がいいですからね。各地区の農業委員はよろしくお願ひいたします。</p> <p>他に、ご質問などなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第4-1号の<br/>平成29年度 習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について採決いたします。</p> <p>議案第4-1号について、賛成の方の同意を求めます。<br/>賛成の方は、挙手願ひます。<br/>全員の賛成を持ちまして、議案第4-1号は同意されました。</p> <p>続いて、議案第4-2号の<br/>平成29年度 習志野市農用地利用集積計画第5号（案）について採決いたします。</p> <p>議案第4-2号について、賛成の方の同意を求めます。<br/>賛成の方は、挙手願ひます。<br/>全員の賛成を持ちまして、議案第4-2号は同意されました。</p> <p>議案第4号が同意され終結しましたので、事務局は●●番●●● ●●委員を自席に案内してください。</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>それまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>・・・・・・・・●●● ●●委員 自席に案内・・・・・・・・</p> <p>休憩前に引き続き、報告事項に入ります。<br/> 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による<br/> 転用届出の受理通知及び<br/> 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による<br/> 転用届出の受理通知ですが、事前に配布してありますので<br/> 質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>……「なし」の声……</p> <p>なしと認めます。<br/> 次に報告第3号について、事務局より説明等がありましたら<br/> 願います。</p> <p>はい、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)について」と<br/> いうことで、鷺沼地区担当の廣瀬会長と事務局の私とで、士等協会の●<br/> ●●●の奥様の土地が対象となっておりますのでこちらへ11月20日に<br/> 現地確認をまいりました。きちんと耕作をしているので事務局として<br/> は問題がないと判断をしております。<br/> 会長からお願いいたします。</p> <p>はい、ただ今事務局より報告があったとおり、私と事務局職員とで現地<br/> 確認を行いました。特に問題はありませんでした。<br/> この件について他に何かございませんか。<br/> 無いようでしたら、これをもちまして、<br/> 平成29年第12回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> |
| 各委員 |   |
| 議長  |   |
| 事務局 |   |
| 議長  |   |